

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーに対する経営の透明性及び効率性を確保し、コンプライアンス経営の遂行と企業倫理に基づく事業活動を行っていくことが当社の使命であり、企業価値の向上と持続的発展を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1-2-4】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、コスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用していません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則 4-1-2】

当社は中期経営計画を株主・ステークホルダーに対するコミットメントと位置づけ、中期経営計画を策定いたしました。今後その進捗や課題、対策について分析を定期的に行い、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行う予定です。

【補充原則 4-2-1】

当社は短期的な業績変動が大きく、中長期的な業績連動報酬は採用しておりませんが、役員持株会への加入や譲渡制限付株式報酬制度導入により株式の保有を通じて企業価値の向上を意識した経営を促しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則 1-4 政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有しておらず、現在、保有する予定もありません。政策保有株式を保有する場合は、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値の向上に資することを確認した上で新規保有や継続保有を判断します。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社の役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金、確定拠出年金ともに有していないため、本コードの適用の対象となりません。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(i) 当社は、「人と人とのつながりで“未来のあたりまえ”を創造します」を経営理念としています。この理念を具現化するため、経営理念や経営戦略を策定し、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しています。

<https://phyz.co.jp/company/mission.html>

(ii) 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の効率性・透明性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としています。

このため、経営の意思決定・監督体制と業務執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬体系等に関しては、取締役会決議に基づき代表取締役に一任しております。報酬等の具体的な内容については報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って報酬等を決定しなければならないこととしております。

(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行います。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。

他方、解任を行うに当たっては、社外役員の関与のもと、公正・透明かつ厳格な審査を経た上で、取締役会にて決定することとしております。

(v) 各役員候補者の選解任理由については、今年度より株主総会招集通知において開示することとしております。

【補充原則 4-1①】

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による社長等の決裁としております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を4名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。独立社外取締役の選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できるかどうかについて個別に判断しております。

【補充原則 4-11①】

当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役は4名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定します。

また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れ

がないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

[補充原則 4-11②]

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告にて開示しております。

[補充原則 4-11③]

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。

自己評価・分析につきましては、外部機関の助言を得ながら2018年5月から6月にかけてすべての取締役・監査役全員を対象にアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会において、分析・議論・評価を行いました。その評価結果として、当社取締役会の実効性があるとの結果が得られております。

2021年3月期については取締役会事務局による各取締役へのヒアリングにより、取締役会の実効性について分析、評価を実施しております。当該内容により、取締役会が実効的に機能している旨を確認しております。

[補充原則 4-14②]

当社は、取締役が、その役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供していく方針であります。

取締役就任時には、業務執行取締役や各事業の責任者が、事業内容や事業環境、経営戦略等を説明し理解を深めます。

就任後においても、会社経営上の重要な意思決定に必要な広範な知識や、業務遂行上求められる知識の習得のために、外部研修への参加や外部の専門家を講師とする研修の機会を設け、必要な費用は会社が負担する等の支援を行います。

[原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社のIR活動は管理本部が行っておりますが、投資家説明会や機関投資家とのワンオンワンミーティングは、株主や投資家の意向を踏まえた上で、IR担当取締役を選任するとともに、管理本部が適宜対応しております。

一般の株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。

株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
-----------------------------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
金森 勉	4,949,500	46.18
株式会社 Kanamori アセジメント	560,000	5.22
和佐見 勝	520,000	4.85
榎屋 幸生	442,800	4.13
アセジメント合同会社	250,000	2.33
株式会社ヴィ企画	250,000	2.33
フェイス従業員持株会	141,800	1.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	140,500	1.31
田中 勝也	105,600	0.99
今村証券株式会社	60,000	0.56

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	金森 勉
親会社の有無 更新	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	3月
業種 更新	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との間に取引が発生する場合においては、通常の一般取引と同等の条件や市場価格を参考としてその妥当性を検証するとともに、取締役会において十分に審議した上で承認することとしており、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平康 慶浩	他の会社の出身者											
光定 洋介	他の会社の出身者											
井口 典夫	他の会社の出身者											
松田 佳紀	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平康 慶浩	○	—	株式会社日本総合研究所での豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から経営の重要案件の審議及び議決に参加することで経営の監督機能を向上させる役割を期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

光定 洋介	○	----	ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験・実績と、財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を有しており、当社の企業価値の向上に貢献いただく役割を期待し、社外取締役選任しております。なお、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
井口 典夫	○	----	経営学や経済学に関する幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から経営の重要案件の審議及び議決に参加することで経営の監督機能を向上させる役割及び企業価値の向上に貢献いただく役割を期待し、社外取締役選任しております。なお、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
松田 佳紀	○	----	企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、客観的かつ公正な立場から経営の重要案件の審議及び議決に参加することで経営の監督機能を向上させる役割及び企業価値の向上に貢献いただく役割を期待し、社外取締役選任しております。なお、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	0	2	0	0	社内取締役

補足説明

業務執行取締役の種類別の報酬割合や個人別の報酬額の決定について、報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、答申の内容に従って取締役会の委任を受けた代表取締役が決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役員数 更新	4名
監査役人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、監査役会は、会計監査人から会計監査報告を通じ、会計上及び内部統制上の課題等について説明を受け、必要な対処を行っております。内部監査担当者も監査役と同様、会計監査人との連携を図って意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役人数 更新	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名
--	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原 誠	弁護士													
中喜多 智彦	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 誠	○	----	弁護士として企業法務に関する幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する大所高所からの監督と助言を期待し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
中喜多 智彦	○	----	公認会計士であり、実務経験や会計分野における高度な知識を有しており、客観的かつ公正な立場に立って経営の監視監督を行い、経営の透明性、客観性及び健全性を確保する役割を期待し、社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の数 更新	6 名
--------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員としての資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の企業価値向上を目的として譲渡制限付株式及びストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるためのインセンティブとしてストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬の総額が1億円以上の者が存在していないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し株主総会で決議されている報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

なお、2021年6月25日開催の株主総会決議により、取締役の報酬額は年額15,000万円以内となっております。

また、2019年6月27日開催の株主総会決議により、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額は3,000万円以内となっております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] **更新**

社外取締役(社外監査役)に対しては、管理本部が適宜情報を提供しており、必要に応じて取締役会で使用する資料について事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役会設置会社であり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る機関は以下のとおりであります。

a. 当社は現在、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を4名選任しております。また、社外監査役2名についても独立役員の資格を満たしております。

社外取締役1名については人事コンサルティング会社での豊富な経験と識見を活かして、1名についてはファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験・実績と、財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を活かして、社外取締役1名については経営学や経済学に関する幅広い見識を活かして、社外取締役1名については企業経営に関する豊富な経験と知見を活かして企業価値向上のための施策検討の際にご意見をいただき、取締役会等にて協議しております。

また社外監査役1名は公認会計士資格を、1名については弁護士資格を有しており、財政状態や経営成績を適切に表すための会計士としての見地から財務及び会計に関するご意見を、法令の改正に応じた社内規程の整備や運用等について弁護士としての見地から法務に関するご意見をいただき、取締役会及び監査役会にて協議しております。

現時点では社外取締役は4名となっておりますが、社外監査役と連携することにより、経営の監視・監督等の機能を十分に発揮しております。また、取締役会においては、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を踏まえた議論を行っており充分な牽制体制が機能していると判断しております。

今後、会社規模の更なる拡大や経営環境の変化等に伴い、企業経営に関する観点からの社外からの意見及び牽制が必要になると考えております。そのため独立社外取締役として、企業役員経験者を増員し、企業経営の経験に基づくご意見をいただき協議できるよう、候補者の選定を進めております。

b. 当社では、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとしております。その統制方針、体制、行動規範を定めた「コンプライアンス規程」に基づき当社の代表取締役社長を委員長、関係部署より選任されたメンバーを委員としてコンプライアンス推進委員会を随時開催し、様々なコンプライアンス上の課題の検討を行っております。また、リスク情報収集の観点から、「社内通報制度」に基づく当社の全役員及び従業員のための窓口(通報・相談)を設置し、リスクファクターの早期発見に努めております。

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社の現在の事業規模、事業内容等を勘案し、現行の体制が最も効率的、効果的に経営監視機能を実現でき、迅速かつ適切に経営上の意思決定や業務執行を行うことができる体制であると判断し、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	第8回定時株主総会：2021年6月 25 日
電磁的方法による議決権の行使	当社は株主総会の IT 化に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現在の株主数や議決権行使を電子化した場合のコスト等を総合的に勘案し、当面実施を見合わせることを判断いたしました。 株主総会の IT 化につきましては、今後の状況を引き続き注視したいと考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに掲載する予定です。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第 2 四半期決算発表時に、アナリスト・機関投資家に向けた説明会を実施いたしました。年度決算発表時に予定していた説明会については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止することいたしました。 また、決算説明会直後には国内ロードショーを開催するなど、定期的に機関投資家訪問を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	以下の URL にて IR 資料を掲載しています。 https://phyz.co.jp/ir/ 資料として、決算情報（決算短信、業績発表文及び補足資料過去の財務データ）、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主にとって有益と考えられる情報を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	春の海ごみゼロウィークにあわせ事業所周辺の清掃活動を実施いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページ及び適時開示を通じて適切な情報提供に努めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用

を行っております。内部統制システムの概要は以下のとおりであります。

a. 当社の取締役並びに従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社はコンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス規程を制定し、取締役並びに従業員が法令及び社内諸規程を遵守した行動をとるよう定めるとともに、研修等を通じてその浸透を図ります。

2) 当社は、従業員が社内コンプライアンス違反やその疑いのある行為を発見した場合に、相談・報告できる内部通報制度を構築し、必要に応じて通報内容の調査と対応を実施します。

3) 社長の命を受け、内部監査担当が当社の法令及び内部規程の遵守状況について内部監査を実施します。

4) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い不備に対する是正措置を講じます。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程、稟議規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保管及び管理を行います。

2) 取締役及び監査役が常時これらの情報を閲覧できる体制を構築します。

c. 当社損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」を定め、効果的に運用することにより、リスクの軽減を図ります。

2) 当社のコンプライアンスを確実に実行するため、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、リスク管理に関する体制、方針を決定するとともに、各部署のリスク管理体制を評価し、必要な改善を行います。

3) 重要な取引に関わるリスクについては、管理本部において、リスクの把握と対策の審議を行います。

4) 社長の命を受け、内部監査担当がリスク管理体制の構築・運用状況について内部監査を実施します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。

2) 当社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その達成に向け具体策を立案・実行します。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月1回予算と実績の差異分析及び対策を協議するための会議を開催し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定します。

e. 監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査役の職務を補助すべき従業員の配置について、監査役から求められた場合は、監査役と協議の上、合理的な範囲内で配置します。また、同従業員の任命、異動等人事権に係わる決定は、監査役の事前の同意を条件とすることにより、取締役からの独立性を確保します。

2) 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役会に所属し、指揮命令系統は監査役とします。

f. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実、法令違反等の不正行為、その他これに準ずる事実等を知った場合は、直ちに当社監査役に報告を行います。

2) 当社は、上記の報告を行った役員及び従業員に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止します。

g. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求した時は、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は必要に応じて、内部監査人と連携及び情報交換し職務にあたります。

2) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、必要と認める会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員等にその説明を求めます。

3) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行います。

i. 反社会的勢力排除のための体制

当社は、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たないことを宣言します。不当な要求に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の反社会的勢力排除・防止体制としましては、管理本部が主管部署となり、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき役員・従業員は、民間が提供する「日経テレコン」及びインターネット検索を調査方法として導入し、記事検索から該当事項の有無を判定し、面談による確認をしております。

新規取引先には、同様に「リスクモニター」や「日経テレコン」の記事検索及びインターネット検索から該当事項の有無を判定しております。継続取引先についても同様に一年に一度は反社会的勢力とは関係がないことを確認する調査を行っております。

また、株主については、株主名簿管理人から四半期毎に送付される株主名簿に基づき、原則として全株主について同様の調査を実施しております。

その他特記すべき事項としまして、反社会的勢力の排除条項を取引先との基本契約書に含めております。

万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な措置をとることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社では、現在のところ買収防衛策を導入しておらず、またその計画也没有せん。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

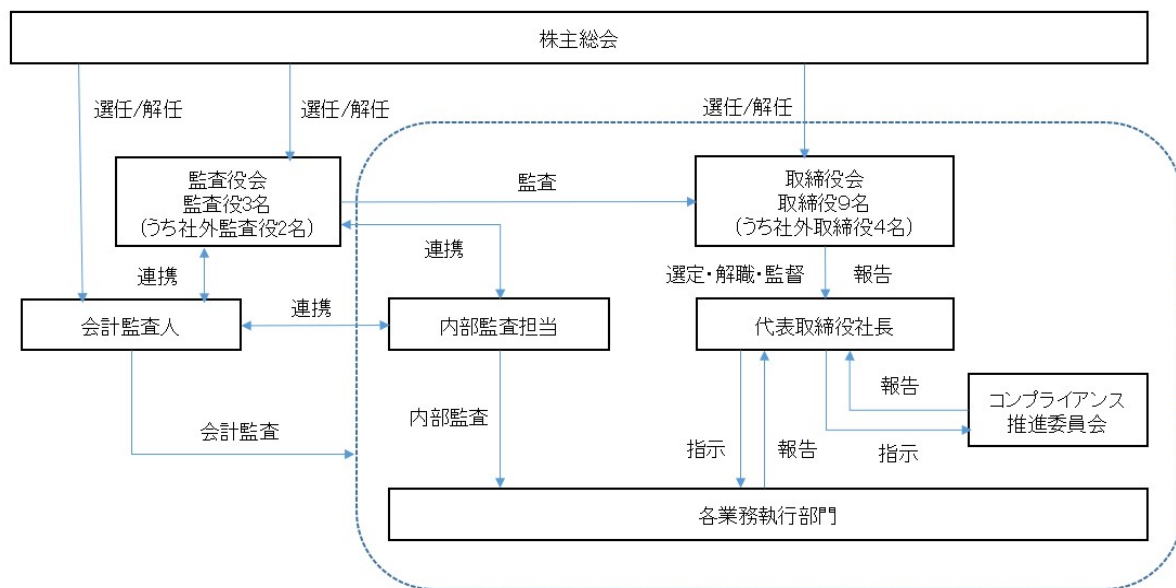
- (1) コーポレート・ガバナンス体制について模式図(参考資料)をご参照ください。
- (2) 適時開示について

当社は取締役管理本部長を適時開示の責任者としております。

収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを経た上で公表すべき情報は適時に公表されることとしております。

【参考資料】

コーポレートガバナンス体制についての模式図



適時開示体制についての模式図

